

災害救助等負担金

平成26年度概算要求額 2億150万円 (被災者行政担当)

1 災害救助負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について補助を行う。

○災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索・処理
- 障害物の除去

○国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担する。

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

① 収入見込額の2/100以下の部分	→	50/100
② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分	→	80/100
③ 収入見込額の4/100超の部分	→	90/100

2 国民保護訓練経費

都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について全額補助する。

災害弔慰金等負担金

平成26年度概算要求額 1億4千万円 (被災者行政担当)

災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2（都道府県1/4・市町村1/4）補助する。

1 災害弔慰金

○支給対象遺族

- ①配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ②上記①の遺族がいない場合に兄弟姉妹
(死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

○支給金額

- | | |
|--------------------|-------|
| ①支給遺族の生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| ②その他の者が死亡した場合 | 250万円 |

2 災害障害見舞金

○支給対象者

重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

○支給金額

- | | |
|--------|-------|
| ①生計維持者 | 250万円 |
| ②その他の者 | 125万円 |

災 害 援 護 資 貸 付 金

平成26年度概算要求額 2億円 (被災者行政担当)

災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

○制度概要

- ①貸付金額 被害状況に応じて150万円～最高350万円
- ②所得制限 例)住居が滅失した場合1,270万円
(市町村民税の前年度総所得金額)
- ③利 率 年3%(据置期間中は無利子)
- ④据置期間 3年(特別の場合5年)
- ⑤償還期間 10年(据置期間を含む)
- ⑥償還方法 年賦又は半年賦
- ⑦貸付原資 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3